

入札保証金の説明書

入札件名

令和6年度大東地区情報通信基盤整備推進事業現場技術業務委託

本入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則第100条の規定により、見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。なお、入札保証金額が不足する場合は、その入札は無効となります。

□入札保証金の考え方

見積もる契約金額 = 業務価格 + 消費税

入札保証金額 = 見積もる契約金額 × 5%以上

例えば・・・ 業務価格1,000,000円で入札する場合

業務価格1,000,000円 + 消費税100,000円 = 見積もる契約金額1,100,000円

見積もる契約金額1,100,000円 × 5% = 入札保証金55,000円以上

1 入札保証金が免除となる場合

次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部が免除されます。いずれかご対応ください。

(1) 保険会社との県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。

提出期限: 令和6年4月2日 (火) 17:00 (入札日の前日)

(2) 過去二箇年の間に国又は地方公共団体と同種、同規模の契約を2回以上締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書類を提出した場合。

ア 別紙の地方公共団体等契約実績に必要事項を記入し、金額及び履行期限が記載された契約書の写しを添えて提出してください。

提出期限: 令和6年4月2日 (火) 17:00

2 入札保証金を現金で納付する場合

上記1の免除に該当しない場合は、現金で納付していただきます。納付書を発行しますので、金融機関等で納付してください。納付書の納付、入札後の還付までの手順は以下のとおりです。

(1) 納付方法

ア 別紙の債務者登録票及び入札保証金納付書発行依頼書に必要事項を記入し、沖縄県情報基盤整備課へ提出してください。(FAX送信可:867-2998)

提出期限: 令和6年3月29日 (金) 12:00

イ 提出いただいた登録票及び依頼書に基づき以下の期間内で納付書を発行するので、納付書記載の納付場所にて納付してください。

配布期間: 令和6年4月1日 (月) 12:00 ~ (上記提出日の翌日)

納付期限: 令和6年4月2日 (火) 17:00 (入札日の前日)

ウ 入札執行前に入札保証金の納付状況を確認するので、納付後速やかに領収書の写しを沖縄県情報基盤整備課へ提出してください。(FAX送信可:867-2998)

(2) 還付方法

ア 落札者とならなかった者は、入札保証金還付請求書及び債権者登録申請書を沖縄県情報基盤整備課へ提出すること。提出後、約2週間で還付します。

イ 落札者となった者で、沖縄県と契約を締結する者の入札保証金については、契約保証金に充当することがあります。